

令和5年第4回足寄町議会定例会議事録（第4号）

令和5年12月19日（火曜日）

◎出席議員（13名）

1番	早瀬川	恵君	2番	井脇	昌美君
3番	榑原	深雪君	4番	矢野	利恵子君
5番	田利	正文君	6番	高橋	健一君
7番	木村	明雄君	8番	細川	勉君
9番	川上	修一君	10番	進藤	晴子君
11番	多治見	亮一君	12番	二川	靖君
13番	高橋	秀樹君			

◎欠席議員（0名）

◎法第121条の規定による説明のための出席者

足寄町長	渡辺俊一君
足寄町教育委員会教育長	東海林弘哉君
足寄町代表監査委員	川村浩昭君

◎足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副町長	丸山晃徳君
総務課長	保多紀江君
福祉課長	森岡彰寿君
住民課長	金澤眞澄君
経済課長	佐々木康仁君
建設課長	松野孝君
国民健康保険病院事務長	川島英明君
会計管理者	加藤勝廣君
消防課長	大竹口孝幸君

◎教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席した者

教育次長	丸山一人君
------	-------

◎農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者

農業委員会事務局長	山田弘幸君
-----------	-------

◎職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	横田晋一君
事務局次長	野田誠君
総務担当主査	飯野真有君

◎議事日程

- | | | |
|---------|-------------|---|
| 日程第 1 | 意見書案第 7 号 | 現行の健康保険証の存続を求める意見書< P 3 > |
| 日程第 2 | 議案第 9 8 号 | 令和 5 年度足寄町一般会計補正予算 (第 1 1 号) < P 3 ~ P 1 3 > |
| 日程第 3 | 議案第 9 9 号 | 令和 5 年度足寄町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 4 号) < P 3 ~ P 1 3 > |
| 日程第 4 | 議案第 1 0 0 号 | 令和 5 年度足寄町簡易水道特別会計補正予算 (第 2 号) < P 3 ~ P 1 3 > |
| 日程第 5 | 議案第 1 0 1 号 | 令和 5 年度足寄町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 4 号) < P 3 ~ P 1 3 > |
| 日程第 6 | 議案第 1 0 2 号 | 令和 5 年度足寄町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号) < P 3 ~ P 1 3 > |
| 日程第 7 | 議案第 1 0 3 号 | 令和 5 年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算 (第 3 号) < P 3 ~ P 1 3 > |
| 日程第 8 | 議案第 1 0 4 号 | 令和 5 年度足寄町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 3 号) < P 3 ~ P 1 3 > |
| 日程第 9 | 議案第 1 0 5 号 | 令和 5 年度足寄町上水道事業会計補正予算 (第 3 号) < P 3 ~ P 1 3 > |
| 追加日程第 1 | 報告第 2 8 号 | 専決処分の報告について (橋梁長寿命化修繕 (上利別幌内橋) 工事請負契約の変更について) < P 1 3 > |
| 追加日程第 2 | 議案第 1 0 6 号 | 財産の取得について< P 1 3 ~ P 1 4 > |
| 追加日程第 3 | 議案第 1 0 7 号 | 足寄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例< P 1 4 ~ P 1 5 > |
| 追加日程第 4 | 議案第 1 0 8 号 | 令和 5 年度足寄町一般会計補正予算 (第 1 2 号) < P 1 5 ~ P 1 8 > |
| 追加日程第 5 | 議案第 1 0 9 号 | 令和 5 年度足寄町簡易水道特別会計補正予算 (第 3 号) < P 1 5 ~ P 1 8 > |
| 追加日程第 6 | 議案第 1 1 0 号 | 令和 5 年度足寄町介護保険特別会計補正予算 (第 4 号) < P 1 5 ~ P 1 8 > |
| 追加日程第 7 | | 所管事務調査期限の延期について (総務産業常任委員会・文教厚生常任委員会) < P 1 8 > |
| 追加日程第 8 | | 閉会中継続調査申出書 (広報広聴常任委員会・議会運営委員会) < P 1 8 > |

午前10時00分 開議

◎ 開議宣告

○議長（高橋秀樹君） おはようございます。

全員の出席であります。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 議運結果報告

○議長（高橋秀樹君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 進藤晴子君。

○議会運営委員会委員長（進藤晴子君）

昨日開催されました、第4回定例会に伴う議会運営委員会の協議の結果を報告いたします。

本日は、最初に12月5日の本会議において、文教厚生常任委員会へ付託いたしました、意見書案第7号について、審査報告を受け、審議を行います。

次に、議案第98号から議案第105号までの令和5年度補正予算の提案説明を受けた後、即決で審議いたします。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（高橋秀樹君） これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

◎ 意見書案第7号

○議長（高橋秀樹君） 日程第1 意見書案第7号現行の健康保険証の存続を求める意見書の件を議題とします。

本件における文教厚生常任委員会委員長の報告は別紙配付のとおりです。

本件に対する委員長の報告は、原案可決です。

これで委員長の報告を終わります。

これから、意見書案第7号現行の健康保険証の存続を求める意見書の件を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋秀樹君） 全員の起立です。

したがって、意見書案第7号現行の健康保険証の存続を求める意見書の件は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 議案第98号から議案第105号まで

○議長（高橋秀樹君） 日程第2 議案第98号令和5年度足寄町一般会計補正予算（第11号）から日程第9 議案第105号令和5年度足寄町上水道事業会計補正予算（第3号）までの8件を一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長 渡辺俊一君。

○町長（渡辺俊一君） ただいま議題となりました、議案第98号令和5年度足寄町一般会計補正予算（第11号）から議案第105号令和5年度足寄町上水道事業会計補正予算（第3号）まで、一括提案理由を御説明申し上げます。

補正予算書1ページをお願いいたします。

議案第98号令和5年度足寄町一般会計補正予算（第11号）について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,978万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ99億8,044万円とするものでございます。

歳出の主なものから御説明申し上げます。

14ページをお願いいたします。

第2款総務費、第1項総務管理費、第8目財産管理費、第12節委託料におきまして、財産管理用地測量業務といたしまして145万1,000円、第14節工事請負費におきまして、西町コミュニティセンター

玄関改修工事を121万円、それぞれ減額いたしました。

16ページをお願いいたします。

第14目企画振興費、第18節負担金、補助及び交付金におきまして、地域おこし協力隊起業支援事業補助金といたしまして100万円を、第24節積立金におきまして、企業版ふるさと納税基金積立金といたしまして200万円をそれぞれ計上いたしました。

18ページをお願いいたします。

第3項戸籍住民基本台帳費、第1目戸籍住民基本台帳費、第12節委託料におきまして、住民基本台帳システム改修業務といたしまして325万9,000円を計上いたしました。

第4項選挙費、第3目町長町議会議員選挙費におきまして、町長町議会議員選挙費といたしまして、職員手当等、負担金、補助及び交付金など合わせて1,509万円を減額いたしました。

20ページをお願いいたします。

第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費、第19節扶助費におきまして、障害者自立支援給付費といたしまして162万2,000円を、障害者医療費として152万6,000円をそれぞれ計上いたしました。

第5目後期高齢者医療費、第18節負担金、補助及び交付金におきまして、療養給付費負担金といたしまして729万円を計上し、第27節操出金におきまして、後期高齢者医療特別会計操出金を131万7,000円減額いたしました。

22ページをお願いいたします。

第3項児童福祉費、第2目児童医療費、第19節扶助費におきまして、乳幼児医療費を494万6,000円計上いたしました。

24ページをお願いいたします。

第4款衛生費、第1項保健衛生費、第1目保健衛生総務費、第18節負担金、補助

及び交付金におきまして、不妊治療費助成金といたしまして103万6,000円を計上いたしました。

第2目予防費、第1節報酬におきまして、会計年度任用職員報酬といたしまして288万5,000円を減額いたしました。

第12節委託料におきまして、健康診査業務など合わせて313万1,000円を減額いたしました。

26ページをお願いいたします。

第3目患者輸送車管理費、へき地患者輸送車整備事業におきまして、備品購入費など合わせて485万3,000円を減額いたしました。

28ページをお願いいたします。

第6款農林水産業費、第1項農業費、第3目農業振興費、農業担い手育成支援事業におきまして、新規就農志向者営農実習奨励金など合わせて322万5,000円を減額いたしました。

第5目農地費、第18節負担金、補助及び交付金におきまして、道営中足寄地区水利施設等保全高度化事業（営農用水）負担金といたしまして161万9,000円を計上いたしました。

30ページをお願いいたします。

第2項林業費、第1目林業振興費、第7節報償費におきまして、有害鳥獣駆除報償金といたしまして252万5,000円を計上いたしました。

32ページをお願いいたします。

第8款土木費、第2項道路橋梁費、第3目土木車両管理費、第10節需用費におきまして、機器等修繕料といたしまして135万8,000円を計上いたしました。

第4項都市計画費、第2目下水道費、第27節操出金におきまして、公共下水道事業特別会計操出金といたしまして399万3,000円を計上いたしました。

第3目公園管理費、公園管理経費におきまして、会計年度任用職員報酬、草刈り業務など合わせて998万円減額いたしまし

た。

36ページをお願いいたします。

第10款教育費、第1項教育総務費、第2目事務局費、第18節負担金、補助及び交付金におきまして、足寄高等学校通学費等補助金を233万1,000円減額いたしました。

第4目スクールバス管理費、第10節需用費におきまして、機器等修繕料といたしまして165万9,000円を計上いたしました。

38ページをお願いいたします。

第5目国際交流推進費、国際交流推進事業におきまして、会計年度任用職員報酬など合わせて199万8,000円を減額いたしました。

40ページをお願いいたします。

第2項小学校費、第3目学校建設費、第14節工事請負費におきまして、螺湾小学校体育館改修工事を123万7,000円減額いたしました。

42ページをお願いいたします。

第4項社会教育費、第7目図書館費におきまして、図書館管理費といたしまして、会計年度任用職員報酬など合わせて269万6,000円減額いたしました。

44ページをお願いいたします。

第5項保健体育費、第5目学校給食費、第1節報酬におきまして、会計年度任用職員報酬を176万2,000円減額いたしました。

以上で歳出を終わり、次に歳入の主なものについて申し上げます。

10ページへお戻りください。

第18款寄附金におきまして、企業版ふるさと納税寄附金といたしまして200万円を計上いたしました。

第19款繰入金におきまして、財政調整基金繰入金を2,296万4,000円、公共施設建設等基金繰入金を100万円、農業振興基金繰入金を252万5,000円、それぞれ減額いたしました。

12ページをお願いいたします。

第22款町債におきまして、辺地対策事業債を合わせて100万円計上し、過疎対策事業債を260万円減額いたしました。

4ページへお戻りください。

第2表繰越明許費補正、追加1件をお願いいたしました。

第3表で債務負担行為補正、追加1件をお願いいたしました。

第4表地方債補正、変更2件をお願いいたしました。

以上で、令和5年度足寄町一般会計補正予算（第11号）についての説明を終わります。

次に、特別会計について御説明申し上げます。

47ページをお願いいたします。

議案第99号令和5年度足寄町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ146万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億7,597万1,000円とするものでございます。

歳入歳出の内容につきまして、特に説明すべき事項がございませんので、説明は省略させていただきます。

次に、57ページをお願いいたします。

議案第100号令和5年度足寄町簡易水道特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,901万1,000円とするものでございます。

歳入歳出の内容につきましては、特に説明すべき事項がございませんので、説明は省略させていただきます。

次に、65ページをお願いいたします。

議案第101号令和5年度足寄町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ22万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億8,339万2,000円とするものでございます。

歳出の説明は省略し、歳入について申し上げます。

70ページをお願いいたします。

第4款繰入金におきまして、一般会計繰入金といたしまして399万3,000円を計上いたしました。

第6款諸収入におきまして、消費税及び地方消費税還付金といたしまして421万5,000円を減額いたしました。

次に、75ページをお願いいたします。

議案第102号令和5年度足寄町介護保険特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ38万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億8,456万円とするものでございます。

歳入歳出の内容につきましては、特に説明すべき事項がございませんので、説明は省略させていただきます。

次に、85ページをお願いいたします。

議案第103号令和5年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ457万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億4,404万4,000円とするものでございます。

歳出から申し上げます。

92ページをお願いいたします。

第2款介護サービス事業費におきまして、第10節需用費を457万円減額いたしました。

次に、歳入について申し上げます。

90ページへお戻りください。

第1款サービス事業収入におきまして、施設介護サービス給付費収入、短期入所生活介護サービス給付費収入、合わせて96

0万5,000円を減額いたしました。

第5款道支出金におきまして、緊急時介護人材確保・職場環境復旧等支援事業費道補助金といたしまして600万4,000円を計上いたしました。

次に、95ページをお願いいたします。

議案第104号令和5年度足寄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ91万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,861万円とするものでございます。

歳入歳出の内容につきましては、特に説明すべき事項がございませんので、説明は省略させていただきます。

次に、企業会計について御説明申し上げます。

105ページをお願いいたします。

議案第105号令和5年度足寄町上水道事業会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

収益的収入及び支出の予定額に収入支出それぞれ53万5,000円を追加し、収益的収入及び支出の予定額を収入支出それぞれ1億7,205万円とするものでございます。

第3条において、予算第7条に定めた議会の議決を経なければ流用することができない経費について、職員給与費に1万6,000円を追加し3,263万1,000円とするものでございます。

歳入歳出の内容につきましては、特に説明すべき事項がございませんので、説明は省略させていただきます。

以上で、議案第98号令和5年度足寄町一般会計補正予算（第11号）から議案第105号令和5年度足寄町上水道事業会計補正予算（第3号）までの説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋秀樹君） これをもって、提

案理由の説明を終わります。

これから、議案第98号令和5年度足寄町一般会計補正予算（第11号）の件の質疑を行います。

14ページをお開きください。

歳出から始めます。

款で進めます。

14ページから20ページ、第2款総務費、質疑はございませんか。

9番。

○9番（川上修一君） 17ページです。

14目企画振興費の中の24積立金、企業版ふるさと納税基金積立金の関係で質問します。

説明資料が111ページに載ってますので、そちらのほうで質問をさせていただきます。

まず最初に、どの企業が寄附をしていたのか、その点についてお伺いをいたします。

○議長（高橋秀樹君） 保多総務課長。

○総務課長（保多紀江君） 今回御寄附を頂きましたのは、北王コンサルタント株式会社様でございます。

○議長（高橋秀樹君） 9番。

○9番（川上修一君） 分かりました。

私の記憶が間違っていなければ、この企業版ふるさと納税はたしか今年条例といたしますか、制定したと記憶しております。それで、ありがたいことなのですけれども、説明資料の中で、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業の財源に充てると。自分これ調べてみたのですけれども、よく分からなかったのですけれども、具体的にまち・ひと・しごと寄附活用事業というのは簡単に幅広いのかなとは思うのですけれども、どのような事業になるのでしょうか。

○議長（高橋秀樹君） 総務課長、答弁。

○総務課長（保多紀江君） 足寄町が作成しております、まち・ひと・しごと創生推進事業の地域再生計画なのですけれども、その中に今回の寄附金を活用して行う事業

といたしましては、三つの事業というか大きなものを目標としておりまして、一つ目としましては、安心して働くための産業振興と雇用の場の創出で、例えば農業担い手育成支援ですとか、新商品の開発などを検討しております。

また、二つ目としましては、結婚・出産・子育て、働き方ができる環境づくりということで、例えば現在ですと保育料の完全無償化ですとか、高校の支援などを具体的な事業として予定しております。

三つ目としましては、地域における日常生活の機能維持及び地域のネットワークの構築ということで、例えば移住体験の充実ですとか、高齢者の生きがいづくりなどを主な事業として、具体的な事業としてはそのようなことを目的にしているものでございます。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 9番。

○9番（川上修一君） 分かりました。ありがとうございます。

それで、確認で最後の質問になりますけれども、足寄町企業版ふるさと納税基金へ積み立てると。これは以前からあったふるさと応援基金とは別に別枠で積むということでよろしいでしょうか。

○議長（高橋秀樹君） 総務課長、答弁。

○総務課長（保多紀江君） 本年の6月に条例の議決をいただきました、足寄町企業版ふるさと納税基金というものが条例で定めさせていただきましたので、そちらのほうに一度寄附金を積みかせていただいて、対象事業のほうに充当して活用させていただく予定となっております。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 20ページから24ページ、第3款民生費、質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋秀樹君) 24ページから26ページ、第4款衛生費、質疑はございませんか。

9番。

○9番(川上修一君) 27ページになります。

患者輸送車管理費の中の備品購入費、患者輸送車485万3,000円の減額なのですけれども、これは購入を見送ったという解釈になるのでしょうか。その辺説明をお願いします。

○議長(高橋秀樹君) 松野建設課長、答弁。

○建設課長(松野孝君) 今回の補正額、患者輸送車備品購入費で474万8,000円減額いたしました。議員おっしゃるとおり購入を見送ったということでございます。

以上でございます。

○議長(高橋秀樹君) 9番。

○9番(川上修一君) 見送ったというのは、購入しようと考えていたのだけれどもやめたということだから、これからも購入しないということですか。そういうことではないですか。

○議長(高橋秀樹君) 建設課長、答弁。

○建設課長(松野孝君) 当然当初予算に予算を議決いただいて購入する予定でしたが、御存じかと思いますが、世界的な半導体不足、あとメーカー名言えませんが、車両の生産ができないということもございまして、今回納期に間に合わないということで購入を見送ったということでございます。

以上でございます。

○議長(高橋秀樹君) 衛生費、他に質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋秀樹君) 第5款労働費、質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋秀樹君) 28ページから30ページ、第6款農林水産業費、質疑はございませんか。

9番。

○9番(川上修一君) 31ページですね。

林業費の中の有害鳥獣駆除報償金の関係です。252万5,000円計上されていますけれども、この中身、例えば鹿が何頭だとか、熊が何頭だとか、そういった内訳についてお伺いします。

○議長(高橋秀樹君) 佐々木経済課長、答弁。

○経済課長(佐々木康仁君) お答えいたします。

今回の補正の部分につきましては、大きく言えばエゾシカの駆除分というふうに御理解をいただければと思っております。9月の際にも200頭分補正をさせていただきましたが、エゾシカの生息数がもうかなり増えていて、被害も多いということもありまして、今回2,500頭とさせていただきます。若干その部分で、ほかの駆除の種類の関係も含めて整理をさせていただいておりますけれども、基本的にはエゾシカの駆除ということで考えてございます。

前回まで2,000頭でしたので、500頭分を増やさせていただいております。

○議長(高橋秀樹君) 9番。

○9番(川上修一君) たしか自分が議員になってからは千七、八百頭の予算で、それから二、三百頭追加していただいて、年間2,000頭ぐらいだったかなと記憶をしているのです。

それで昨日の勝毎にも出てましたので、皆さんお目にしたかと思うのですが、こんなにたくさん捕っていただいているのに、相も変わらず1億円超えの被害、足寄町、管内でも断トツの被害がございまして。それで今後も、ごめんなさい、これ質

問にならないのですけれども、2,500頭相当数ですね、すごい数で実態に即した対応をいただいているのでありがたいなと思っているのですけれども、継続で検討といいますか、やっていっていただきたいと思います。これ質問でないですね。すみません。

○議長（高橋秀樹君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 同じく30ページ、第7款商工費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 30ページから34ページ、第8款土木費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 34ページから36ページ、第9款消防費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 36ページから44ページ、第10款教育費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 同じく44ページ、第12款公債費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 歳出総括はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 8ページにお戻りください。

歳入に入ります。

8ページから12ページ、歳入一括で行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 歳入総括はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 4ページにお戻りください。

第2表繰越明許費補正、追加1件、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 第3表債務負担行為補正、追加1件、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 第4表地方債補正、変更2件、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 全体に対する総括はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第98号令和5年度足寄町一般会計補正予算（第11号）の件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋秀樹君） 全員の起立です。

したがって、議案第98号令和5年度足寄町一般会計補正予算（第11号）の件は、原案のとおり可決されました。

47ページをお開きください。

これから、議案第99号令和5年度足寄町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の件の質疑を行います。

52ページから54ページ、歳入歳出一括で行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋秀樹君) 総括ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋秀樹君) これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋秀樹君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第99号令和5年度足寄町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)の件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高橋秀樹君) 全員の起立です。

したがって、議案第99号令和5年度足寄町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)の件は、原案のとおり可決されました。

57ページをお開きください。

これから、議案第100号令和5年度足寄町簡易水道特別会計補正予算(第2号)の件の質疑を行います。

62ページ、歳入歳出一括で行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋秀樹君) 総括ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋秀樹君) これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋秀樹君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第100号令和5年度足寄町簡易水道特別会計補正予算(第2号)の件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高橋秀樹君) 全員の起立です。

したがって、議案第100号令和5年度足寄町簡易水道特別会計補正予算(第2号)の件は、原案のとおり可決されました。

65ページをお開きください。

これから、議案第101号令和5年度足寄町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)の件の質疑を行います。

70ページから72ページ、歳入歳出一括で行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋秀樹君) 総括ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋秀樹君) これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋秀樹君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第101号令和5年度足寄町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)の件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高橋秀樹君) 全員の起立です。

したがって、議案第101号令和5年度足寄町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)の件は、原案のとおり可決され

ました。

75ページをお開きください。

これから、議案第102号令和5年度足寄町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件の質疑を行います。

80ページから82ページ、歳入歳出一括で行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 総括ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第102号令和5年度足寄町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋秀樹君） 全員の起立です。

したがって、議案第102号令和5年度足寄町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件は、原案のとおり可決されました。

85ページをお開きください。

これから、議案第103号令和5年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）の件の質疑を行います。

90ページから92ページ、歳入歳出一括で行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 総括ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第103号令和5年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）の件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋秀樹君） 全員の起立です。

したがって、議案第103号令和5年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）の件は、原案のとおり可決されました。

95ページをお開きください。

これから、議案第104号令和5年度足寄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の件の質疑を行います。

100ページから102ページ、歳入歳出一括で行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 総括ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第104号令和5年度足寄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第

3号)の件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高橋秀樹君) 全員の起立です。

したがって、議案第104号令和5年度足寄町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)の件は、原案のとおり可決されました。

105ページをお開きください。

これから、議案第105号令和5年度足寄町上水道事業会計補正予算(第3号)の件の質疑を行います。

108ページ、収益的収入及び支出一括で行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋秀樹君) 105ページにお戻りください。

第3条、予算第7条に定めた経費、質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋秀樹君) 総括ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋秀樹君) これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋秀樹君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第105号令和5年度足寄町上水道事業会計補正予算(第3号)の件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高橋秀樹君) 全員の起立です。

したがって、議案第105号令和5年度足寄町上水道事業会計補正予算(第3号)の件は、原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩をいたします。

休憩中に議会運営委員会の開催をお願いいたします。

11時5分まで。

午前10時46分 休憩

午前11時05分 再開

○議長(高橋秀樹君) 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告をお願いします。

議会運営委員会委員長 進藤晴子君。

○議会運営委員会委員長(進藤晴子君) ただいま開催されました、議会運営委員会の協議の結果を報告いたします。

これより、本日の日程に追加し、報告第28号の報告を受けます。

次に、議案第106号から議案第110号までの提案説明を受けた後、即決で審議いたします。

次に、総務産業常任委員会、文教厚生常任委員会からの所管事務調査期限の延期について、広報広聴常任委員会、議会運営委員会からの閉会中継続調査申出書について、審議いたします。

以上で、本定例会における議案等の審議は、本日をもって全て終了する予定であります。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長(高橋秀樹君) これにて、委員長の報告を終わります。

お諮りします。

足寄町議会総合条例第45条の規定により、追加議案を別紙追加議事日程のとおり日程に追加し、審議することにしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋秀樹君) 異議なしと認めま

す。

したがって、追加議事日程のとおり日程に追加し、審議することに決定いたしました。

◎ 報告第28号

○議長（高橋秀樹君） 追加日程第1 報告第28号専決処分報告について（橋梁長寿命化修繕（上利別幌内橋）工事請負契約の変更について）の件を議題とします。

本件について、報告を求めます。

総務課長 保多紀江君。

○総務課長（保多紀江君） ただいま議題となりました、報告第28号専決処分報告について、御説明を申し上げます。

1ページをお願いいたします。

地方自治法第180条第1項の規定により、下記のとおり、令和5年12月7日付で専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により、これを御報告するものでございます。

内容について、御説明させていただきます。

令和5年11月1日開会の第4回臨時会におきまして、工事請負契約の締結について議決をいただき工事着手しました、橋梁長寿命化修繕（上利別幌内橋）工事について、令和5年11月30日開会の第5回臨時会において、契約変更の専決処分報告をさせていただきましたが、このたび設計内容の一部に変更が生じたことから再度契約金額を変更するため、町長の専決処分事項の指定について、第6項の規定に基づき専決処分を行ったものでございます。

専決処分書を御覧ください。

契約変更の目的は、橋梁長寿命化修繕（上利別幌内橋）工事でございます。

契約変更の原因は、契約条項第17条及び第19条の規定に基づくものでございます。この条項は、工事の発注者は必要があると認めた場合、設計図書を変更の上、工期や契約金額を変更できることについての

規定でございます。

変更事項は、3の契約の金額についてであり、専決処分前の工事請負金額7,465万7,000円を、86万9,000円増額し、7,552万6,000円に変更するものでございます。

なお、増額分は契約金額の10分の1以内の額であり、かつ500万円を超える額ではないため、指定事項に基づき専決処分を行ったものでございます。

契約の相手方に変更はございません。

以上のとおり、御報告申し上げます。

○議長（高橋秀樹君） これをもって、報告を終わります。

◎ 議案第106号

○議長（高橋秀樹君） 追加日程第2 議案第106号財産の取得についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

福祉課長 森岡彰寿君。

○福祉課長（森岡彰寿君） 追加提出議案書2ページをお開き願います。

ただいま議題となりました、議案第106号財産の取得について、提案理由の御説明を申し上げます。

下記の財産を取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

財産の種別は土地でございます。土地の所在地、地目、面積につきましては、右側に記載の別紙を御覧ください。

所在地は、足寄郡足寄町北4条1丁目17番1、北4条1丁目18番、北4条1丁目19番2、北4条1丁目21番2。

地目は、いずれも宅地でございます。

面積は、4筆合わせて9,033.56平方メートルでございます。

左側に戻っていただきまして、取得価格

は4,769万7,000円。

契約の相手方は、帯広市東5条南7丁目1番地3、株式会社ケイセイ、代表取締役佐野公彦氏でございます。

取得目的は、特別養護老人ホーム・デイサービスセンター建設用地でございます。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（高橋秀樹君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

4番。

○4番（矢野利恵子君） 賛成討論。

○議長（高橋秀樹君） 反対討論の方はいらっしゃいますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 賛成討論、許します。

4番。

○4番（矢野利恵子君） 私が引退している12年間の間に、ここまで話が進んでしまっていて、今さら反対してもどうしようもないので、これについては賛成していくしかないかなと思われるのですけれども、ただ、特別養護老人ホーム・デイサービスセンターについて、本別町ではリフォームして使って、新築しないと。この新築にあっては、これから平成7年度に、昔のというか、今度昔のになってしまう古い今までの特別養護老人ホームを壊すのに4,455万円もかかる。つまり総額、この事業のためには28億円以上もかける。もっといいやり方はなかったのか。もっと町民にとって使い勝手がよく、病院のそばにとい

うふうに候補を考えることはできなかったのか。でも今さらここまで進んでしまったのをどうこう言っても仕方がないので、この次本当にこういう事業をやる場合には、もっと町民のためを考えたことをやってほしいということで、これについては仕方がないので賛成いたします。

○議長（高橋秀樹君） 他に討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） これで討論を終わります。

これから、議案第106号財産の取得についての件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋秀樹君） 全員の起立です。

したがって、議案第106号財産の取得についての件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第107号

○議長（高橋秀樹君） 追加日程第3 議案第107号足寄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

住民課長 金澤眞澄君。

○住民課長（金澤眞澄君） ただいま議題となりました、議案第107号足寄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書3ページをお開き願います。

このたびの改正は、子育て世帯の負担軽減、次世代育成支援等の観点から、全世代対応型の持続可能な社会保険制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律、それに伴う関係政令の整備に関する政令が公布され、国民健康保険制度において

も、出産する被保険者に係る産前産後期間の所得割保険税及び均等割保険税の免除規定が創設されたことに伴い、足寄町国民健康保険税条例の一部を改正し、産前産後の期間の保険税減免とその申請について規定するため、第23条第3項及び第24条の4をそれぞれ追加するものでございます。

改め文の朗読は省略させていただきますし、改正概要について御説明申し上げます。

第23条第3項の改正は、出産する被保険者につき、算定した国民健康保険税に係る所得割額及び均等割額について、単胎妊娠は出産予定月の前月から出産予定月の翌々月までの4か月間、多胎妊娠の場合は出産予定月の3月前から出産予定月の翌々月までの6か月間を基準として減額するものでございます。

第24条の4の改正は、出産する被保険者に係る届について規定しております。

附則として、この条例は令和6年4月1日から施行するものでございますが、改正後の本条例の規定は令和5年度の国民健康保険税のうち、令和6年6月1日以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の健康保険税のうち、令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとする経過措置を設けております。

なお、本改正につきまして、令和5年10月30日から11月15日までの期間で書面開催されました足寄町国民健康保険運営協議会に諮問され、適当と答申を受けておりますことを申し添えさせていただきます。

申し訳ありません。

本条例ですけれども、先ほど令和6年4月1日から施行となっていましたけれども、令和6年1月1日からでございます。申し訳ありません。

以上で、本条例の改正に関する提案理由の説明とさせていただきますので、御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋秀樹君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第107号足寄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋秀樹君） 全員の起立です。

したがって、議案第107号足寄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第108号から議案第110号まで

○議長（高橋秀樹君） 追加日程第4 議案第108号令和5年度足寄町一般会計補正予算（第12号）から追加日程第6 議案第110号令和5年度足寄町介護保険特別会計補正予算（第4号）までの3件を一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長 渡辺俊一君。

○町長（渡辺俊一君） ただいま議題となりました、議案第108号令和5年度足寄

町一般会計補正予算（第12号）から議案第110号令和5年度足寄町介護保険特別会計補正予算（第4号）まで、一括提案理由を御説明申し上げます。

追加補正予算書1ページをお願いいたします。

議案第108号令和5年度足寄町一般会計補正予算（第12号）について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,151万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,195万1,000円とするものでございます。

歳出の主なものから御説明申し上げますが、12月18日に行政報告いたしました中で、別紙資料として添付させていただきました物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金充当予定事業の一覧表に記載の事業につきましては、予算説明資料を省略しておりますので、あらかじめ御了承願います。

8ページをお願いいたします。

第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費、第18節負担金、補助及び交付金におきまして、福祉施設等物価高騰対応支援交付金といたしまして236万4,000円を計上いたしました。また、物価高騰対応重点支援給付金給付事業といたしまして、物価高騰対応重点支援給付金7,700万円のほか、事業実施に係る会計年度任用職員報酬等の事務費用、合わせて7,892万9,000円を計上いたしました。

10ページをお願いいたします。

第6款農林水産業費、第1項農業費、第3目農業振興費、第18節負担金、補助及び交付金におきまして、物価高騰対応農業支援補助金といたしまして4,400万円を計上いたしました。

第7款商工費、第1項商工費、第1目商工振興費、第18節負担金、補助及び交付

金におきまして、中小企業物価高騰対応支援補助金といたしまして500万円を計上いたしました。

以上で歳出を終わり、次に歳入について申し上げます。

6ページへお戻りください。

第15款国庫支出金におきまして、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を計上いたしました。

第19款繰入金におきまして、財政調整のため財政調整基金繰入金といたしまして4,535万7,000円を計上いたしました。

以上で、令和5年度足寄町一般会計補正予算（第12号）についての説明を終わります。

なお、現在国において、所得税非課税で住民税の均等割のみ課税世帯を対象に、1世帯当たり10万円、18歳以下の子供1人当たり5万円上乗せする低所得世帯向け給付金が検討されていることから、今後事業の実施に当たりまして、議会の開催をお願いする時間的余裕がない場合などについては、専決処分に対応させていただくことがありますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

次に、特別会計について御説明申し上げます。

13ページをお願いいたします。

議案第109号令和5年度足寄町簡易水道特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ41万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,942万9,000円とするものでございます。

歳入歳出の内容につきましては、特に説明すべき事項がございませんので、説明は省略させていただきます。

次に、21ページをお願いいたします。

議案第110号令和5年度足寄町介護保険特別会計補正予算（第4号）について御

説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ160万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億8,616万円とするものでございます。

歳出から申し上げます。

26ページをお願いいたします。

第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費、第12節委託料におきまして、介護保険システム改修業務といたしまして160万円を計上いたしました。

次に、歳入について申し上げます。

26ページ、上段を御覧ください。

財源として、第3款国庫支出金と第6款繰入金を計上いたしました。

以上で、議案第108号令和5年度足寄町一般会計補正予算（第12号）から議案第110号令和5年度足寄町介護保険特別会計補正予算（第4号）までの提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋秀樹君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、議案第108号令和5年度足寄町一般会計補正予算（第12号）の件の質疑を行います。

6ページから10ページ、歳入歳出一括で行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 総括ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第108号令和5年度足

寄町一般会計補正予算（第12号）の件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋秀樹君） 全員の起立です。

したがって、議案第108号令和5年度足寄町一般会計補正予算（第12号）の件は、原案のとおり可決されました。

13ページをお開きください。

これから、議案第109号令和5年度足寄町簡易水道特別会計補正予算（第3号）の件の質疑を行います。

18ページ、歳入歳出一括で行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 総括ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第109号令和5年度足寄町簡易水道特別会計補正予算（第3号）の件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋秀樹君） 全員の起立です。

したがって、議案第109号令和5年度足寄町簡易水道特別会計補正予算（第3号）の件は、原案のとおり可決されました。

21ページをお開きください。

これから、議案第110号令和5年度足

寄町介護保険特別会計補正予算（第4号）の件の質疑を行います。

26ページ、歳入歳出一括で行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 総括ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第110号令和5年度足寄町介護保険特別会計補正予算（第4号）の件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋秀樹君） 全員の起立です。

したがって、議案第110号令和5年度足寄町介護保険特別会計補正予算（第4号）の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 所管事務調査期限の延期について

○議長（高橋秀樹君） 追加日程第7 所管事務調査期限の延期についての件を議題とします。

総務産業常任委員会及び文教厚生常任委員会に付託中の所管事務調査については、調査が終わらないので、同委員会から次期定例会まで期限を延期されたいとの要請がありました。

お諮りします。

委員会の要請のとおり、期限を延期することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、総務産業常任委員会及び文教厚生常任委員会に付託中の所管事務調査について、調査の期限を委員会の要請のとおり次期定例会まで延期することに決定いたしました。

◎ 閉会中の継続調査申出書

○議長（高橋秀樹君） 追加日程第8 閉会中の継続調査申出の件を議題とします。

広報広聴常任委員会及び議会運営委員会の委員長から、条例第136条の規定によってお手元に配付いたしましたとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎ 閉会の議決

○議長（高橋秀樹君） お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は、全て終了いたしました。

したがって、総合条例第28条の規定によって本日で閉会したいと思います。

御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 異議なしと認めます。

本定例会は、本日で閉会することに決定いたしました。

◎ 閉会宣告

○議長（高橋秀樹君） これで、本日の会議を閉じます。

令和5年第4回足寄町議会定例会を閉会

いたします。

午前11時35分 閉会

令和5年第4回足寄町議会定例会会議録

上記のてん末を記載し、その相違なきことを認めここに署名する。

足 寄 町 議 会 議 長

足 寄 町 議 会 議 員

足 寄 町 議 会 議 員